



HPはこちら

# 東日本ユニオン NEWS

J R 東日本労働組合  
発責 組織宣伝部  
2023年7月27日 No.640

東日本ユニオンは7月26日、乗務員運用行路表における「その他時間」に関する取り扱いについて、新幹線統括本部との間で「議事録」を締結しました。

## 議事録を締結

### 幹申第4号の団体交渉を踏まえた乗務員運用行路表における「その他時間」に関する議事録

東日本ユニオン幹申第5号「幹申第4号の団体交渉を踏まえた乗務員運用行路表における「その他時間」に関する申し入れ（2023年4月24日付）」に基づく団体交渉の経過において、「別紙」のとおり確認した。  
令和5年7月26日

「別紙」

（組合）「駅業務・企画業務等として指示するその他時間」の開始、終了時刻を状態管理ではなく、運用行路表に時刻を明確に指定すること。

（会社）就業規則第85条第1項第9号のとおり「その他時間」として指定した時間を示すものである。

（組合）状態管理であっても「その他時間」の開始、終了時刻が人によって変わることがあってはならないのではないか。

（会社）基本的に全員が同じ時刻に「その他時間」の業務を行う考えであるが、輸送混乱等により、管理者等の指示で変更する場合はある。

（組合）「乗務終了後 管理者等の指示業務 30分」の表記ではなく「その他時間」の開始時刻を明記すれば、より円滑な運営ができるのではないか。

（会社）開始時刻は記載しなくても問題ないと考えている。

（組合）運用行路表で「その他時間」だけは時刻を明記しなくてよいのか。

（会社）問題ないとする。

（組合）乗務と乗務の間に「その他時間」を行う場合はどのように考えているのか。

（会社）乗務と乗務の間に「その他時間」を行う場合は、開始、終了時刻を明記する考えである。なお、就業規則第85条第1項第9号のとおり「その他時間」として指定した時間を示すものであるため、開始時刻は記載しなくても問題ないと考えている。

（組合）開始時刻を明記しないのであれば「その他時間」ではなく「付加時間」とすればよいのではないか。

（会社）就業規則第85条第1項第8号の主旨とは異なるため「その他時間」としている。

（組合）労働時間Aと労働時間Bの性質は違うが、列車遅延等により「その他時間」に割り込む場合など「その他時間」は相殺しないということではないか。

（会社）状況により管理者等が適切に指示することとなる。「その他時間」で行う業務は基本的に取り組むべき業務である。休日出勤であっても「その他時間」の業務は行うこととなる。

（組合）例外的な取り扱いはあるのか。

（会社）輸送混乱等による乗務員の疲労や次勤務までの休養を考慮し、相殺することで短縮することはある。超過勤務手当の削減を目的とした時間の相殺をする考えはない。

（組合）行路計画の段階で「その他時間」を削除し、変行路とする場合があるのか明らかにすること。

（会社）必要と判断すれば、変行路とする場合はある。

（組合）必要と判断するとはどういう場合か。

（会社）輸送混乱等に伴う運用変更や代替乗務員が手配できない場合などである。行路計画の段階で変行路とし「その他時間」を削除することは基本的にはない。

（組合）変行路によって、所定の「その他時間」まで長時間のノーベイクが発生する場合等はどうか。

（会社）「その他時間」の業務内容によって、その開始時刻を前後する場合もある。

（組合）あらかじめ予定されていた「その他時間」の業務が、なくなった場合の考え方はどうか。

（会社）個別具体的な状況により判断することとなるため、状況に応じて「その他時間」の業務について管理者等が指示を行うこととなる。

以上

## 乗務員運用行路表における

## 「その他時間」に関する

一昨年の2022年3月ダイヤ改正以降、JR東日本の各乗務員区所において乗務員運用行路表内に「駅業務」や「企画業務」などに従事する「その他時間」が指定され、乗務員の働き方が大きく変わりました。

私たち東日本ユニオンは「乗務員勤務制度」における乗務員運用行路表内の「その他時間」の取り扱いについて、今回締結した「議事録」をもとに、労働組合として各職場で「誤った運用がされていないか」などの点検・検証活動をさらに進めていきます。

**「人がルール」になってはダメ！**

**「議事録」をもとに点検・検証活動を進めよう！**